

### 土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準の廃止について

大阪管区気象台は、大阪府北部の地震により運用していた大雨警報・注意報の暫定基準を廃止し、平成 31 年 3 月 12 日から通常基準に戻します。

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震による地盤の緩みを考慮し、大阪管区気象台が発表する土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準について、震度 6 弱を観測した大阪市、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市では通常の 7 割、震度 5 強を観測した豊中市、吹田市、寝屋川市、摂津市、交野市、島本町では通常の 8 割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、大阪府と大阪管区気象台が共同で発表する大阪府土砂災害警戒情報の発表基準と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見直しを行なうこととしています。

今般、大阪府土砂災害警戒情報の暫定基準を平成 31 年 3 月 12 日をもって廃止して通常基準に戻すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準についても下記のとおり廃止し、通常基準に戻しますのでお知らせします。

なお、気象庁で提供する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」※についても、通常基準による判定となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用してください。

#### 記

- 1 暫定基準廃止・変更日時  
平成 31 年 3 月 12 日 13 時
- 2 暫定基準を廃止して通常基準に戻す市町（別紙に図示）  
大阪市\*、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市、豊中市、吹田市、寝屋川市  
摂津市\*、交野市、島本町  
\*の付いている市町は、注意報基準のみ  
これにより、大阪府内の市町村は全て通常基準となります。

※土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh>

詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/doshakeikai.html#b>

問合せ先：大阪管区気象台 気象防災部予報課 土砂災害気象官 平井  
電話 06-6949-6303（内線 5305） FAX 06-6941-1846

